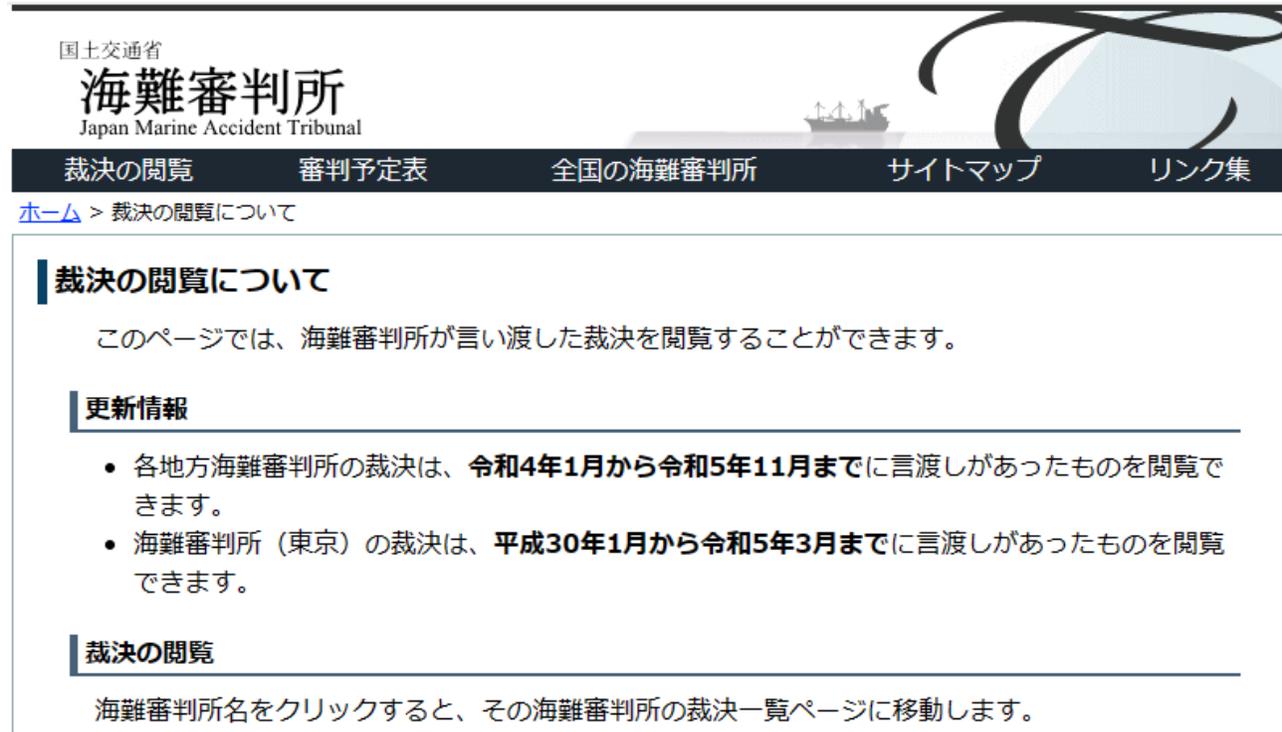


令和5年11月に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました(令和6年1月)



国土交通省
海難審判所
Japan Marine Accident Tribunal

裁決の閲覧 審判予定表 全国の海難審判所 サイトマップ リンク集

[ホーム](#) > [裁決の閲覧について](#)

裁決の閲覧について

このページでは、海難審判所が言い渡した裁決を閲覧することができます。

更新情報

- 各地方海難審判所の裁決は、**令和4年1月から令和5年11月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。
- 海難審判所(東京)の裁決は、**平成30年1月から令和5年3月まで**に言渡しがあったものを閲覧できます。

裁決の閲覧

海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。

上記事件のうち、横浜地方海難審判所と広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① [油送船A\(749トン\) 遊漁船B\(1.1トン\) 衝突事件](#)

東京湾北部において、北上中のA船と東行中のB船が衝突し、B船の釣り客1人が負傷した

② [漁船A\(11トン\) 漁船B\(4.8トン\) 衝突事件](#)

広島県能美島西方沖合において、航行中のA船と漁ろうに従事しているB船が衝突し、B船の船長と甲板員1人が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① 油送船A(749トン) 遊漁船B(1.1トン) 衝突事件

(東京湾北部において、北上中のA船と東行中のB船が衝突し、B船の釣り客1人が負傷した)

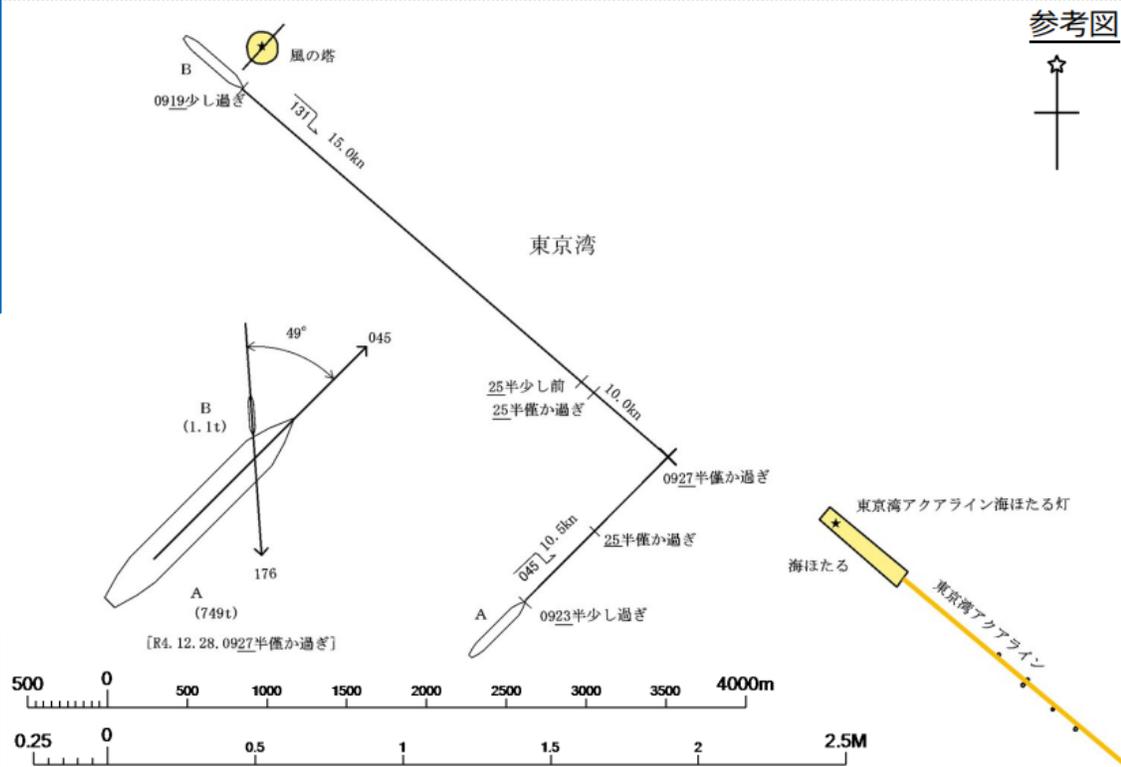
【海難概要】 東京湾北部において、A船(749トン、6人乗組)が北上中、B船(1.1トン、1人乗組、釣り客3人)が東行中、A船の左舷船首部にB船の船首が衝突し、B船の釣り客1人が左頭頂部等に打撲傷を負った

【発生日時】 令和4年12月28日09時27分半僅か過ぎ
【発生場所】 東京湾北部
【死傷者】 負傷1人(B船釣り客)
【損傷等】 A船：左舷船首部から中央部にかけての外板に擦過傷
 B船：船首に圧壊等

【航法の適用】 海上衝突予防法(予防法)第15条(横切り船の航法)が適用される
 ・衝突地点付近の海域は特別法である海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である予防法が適用される
 ・両船は、ともに航行中の動力船で、互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近して衝突に至ったもので、衝突のおそれがある見合い関係が生じたのち、両船がそれぞれ要求される動作をとる時間的、距離的余裕があったと認められることから、**予防法第15条(横切り船の航法)が適用される**

【原因等】 東京湾北部において、A船が北上中、B船が東行中、
 B船：**見張り不十分**で、前路を左方に横切るA船の進路を避けなかった(主因)
 [船長Bは、見張りを十分に行うべきであった]
 A船：**見張り不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)
 [船長Aは、見張りを十分に行うべきであった]

【背景】 ・船長Bは、周囲を一見したところ、他船を認めなかったため、航行に支障となる船舶はいないと思った
 ・船長Aは、右舷船首方の遊漁船に自船の航走波で影響を与えないよう航過距離を保つことに気をとられた



【受審人】 **【懲戒】**
 (B船) 船長：小型船舶操縦士 → 業務停止1か月
 (A船) 船長：三級海技士(航海) → 戒告

* 本判決は、R5.11.17に言い渡されました。
 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(11トン) 漁船B(4.8トン) 衝突事件

(広島県能美島西方沖合において、航行中のA船と漁ろうに従事しているB船が衝突した)

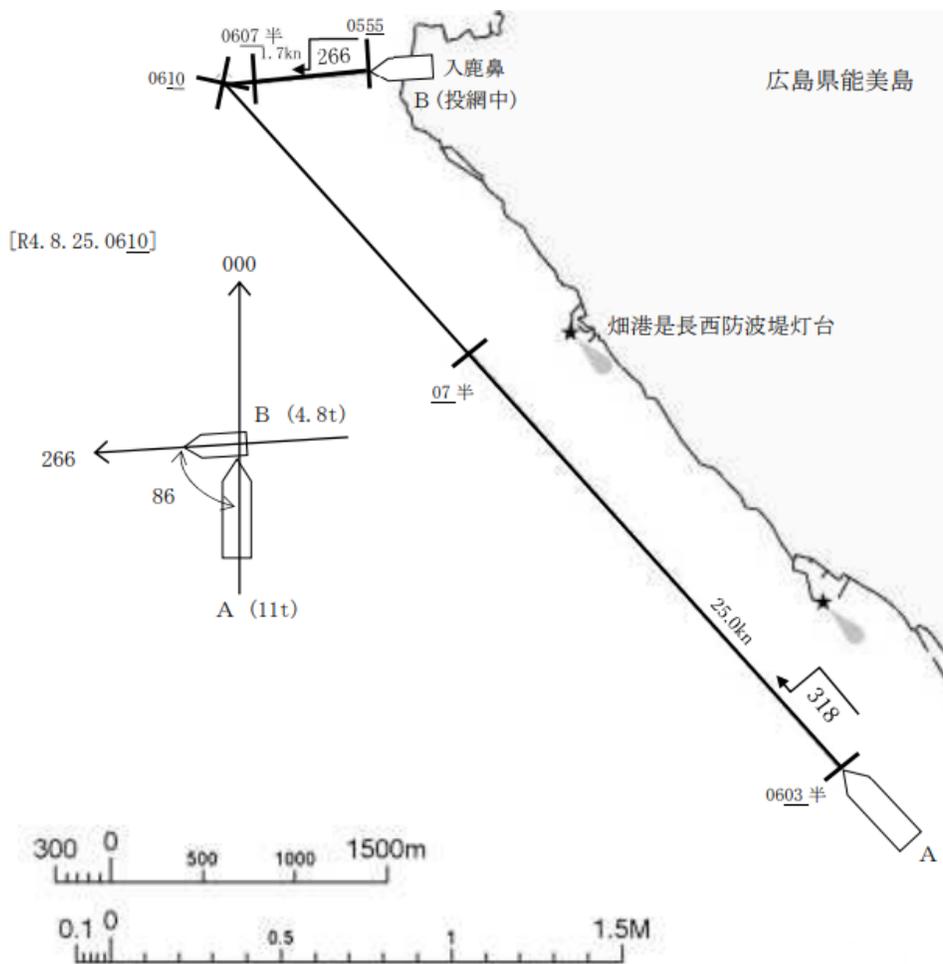
【海難概要】 広島県能美島西方沖合において、A船(11トン、2人乗組)が航行中、B船(4.8トン、2人乗組)が法定の形象物を表示して漁ろうに従事中、A船の船首がB船の左舷船尾部に衝突したのち、A船がB船を乗切り、B船の船長と甲板員が負傷した

【航法の適用】海上衝突予防法(予防法)第18条(各種船舶間の航法)が適用される
 ・衝突地点付近は、海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である予防法が適用される
 ・両船は互いに他の船舶の視野の内であり、B船が트롤以外以外の漁法により漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示して漁ろうに従事していたと認められることから、**予防法第18条(各種船舶間の航法)が適用される**

【原因等】 両船が、衝突のおそれがある態勢で接近する状況となった際、
 A船：**見張り不十分**で、漁ろうに従事しているB船の進路を避けなかった(主因)
 [船長Aは、見張りを十分に行うべきであった]
 B船：**見張り不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)
 [船長Bは、見張りを十分に行うべきであった]

【背景】・船長Aは、自船の左舷側を航過している漁船を見ることに気をとられた
 ・船長Bは、漁ろうに従事している形象物を表示しているの、航行中の船舶が自船を避けてくれると思った

【発生日時】 令和4年8月25日06時10分
【発生場所】 広島県能美島西方沖合
【死傷者】 負傷2人(B船船長及び甲板員)
【損傷等】 A船: 船首部船底外板に擦過傷、両舷推進器翼に曲損・欠損等
 B船: 左舷船尾部外板に破口及び割損を生じ、のち廃船処理



【受審人】
 (A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 業務停止1か月
 (B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 戒告

* 本裁決は、R5.11.8に言い渡されました。詳細は海難審判所のHPでご確認下さい